

包括承認基準3
大規模な流通業務施設の取扱い 指定路線区域図（つくば市全図）

第1(1) 特定流通業務施設 立地範囲	
	インターチェンジから半径 5 km の円で囲まれた範囲 歩道の分離された幅員 9 m 以上の既存道路に面しており、当該道路がその幅員以上で当該インターチェンジまで直結していること。
第1(2) 指定路線区域	
	(1) 4車線以上の国道、県道の沿道に係る指定路線 既存指定路線 施設建設予定地が、指定路線に面すること。 市街化区域及び農振農用地は除く。
(2) 高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に係る指定路線	
	既存指定 インターチェンジ 既存指定 つくば中央 IC
	新規指定 つくば西スマート IC
※つくば中央 IC 周辺については、市道1-55号線、 市道1023号線に限る。 ※つくば西スマート IC 周辺については、県道 つくば真岡線（ハイカ）、県道土浦坂東線に限る。	
高速自動車国道等のインターチェンジ	

※図中の用途地域は、変更前のものである場合があります。

